

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

「世界自然遺産屋久島」の地域資源を生かした人づくり・物づくり・地域づくりの推進による雇用拡大

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

鹿児島県熊毛郡屋久島町

## 3 地域再生計画の区域

鹿児島県熊毛郡屋久島町の全域

## 4 地域再生計画の目標

屋久島町は、鹿児島県本土の南方60kmに位置し、屋久島と屋久島の西北西約12kmに位置する口永良部島の2島からなっており、東に太平洋、西に東シナ海を望む黒潮の中にある。総面積は540.98km<sup>2</sup>、人口13,779人（平成22年10月1日現在）で、樹齢数千年の屋久杉をはじめとする特殊な森林植生や、亜熱帯から冷温帯に及ぶ植生の垂直分布など、貴重な自然環境・自然資源が世界的な評価を受け、我が国最初の世界自然遺産に登録されている。

本町は、豊かな自然資源や気象条件等を最大限に活かした農林水産業をはじめ、自然遺産登録を活かした観光産業や商業・サービス業を基幹作業としている。

しかし、離島という極めて不利な立地条件、少子・高齢化による人口減少や後継者不足、多種多様なニーズに対応しきれず、地域経済全体が停滞傾向に陥っており、雇用創造における地域活性化・再生が重要な課題となっている。

このような中で、国においては、地方の実情に応じて、中小企業の振興や交流人口の拡大等に道筋をつけるための地方再生に向けた総合的な取組を推進しており、本町でも地域経済の波及効果の拡大を図るため、観光客の維持とともに地域内の農林漁業・製造業・宿泊業・飲食業等々の多様な産業間の相互交流による各種取組みを推進するとともに、特産品の開発や新たな販路の拡大に取り組んでいる。

しかし、これらの取組みは、新たな事業展開を担う人材の育成や確保が不可欠であり、また、育成された人材を活かす場がなければ経済効果・雇用効果につながらないため、地域ネットワークや意欲のある事業者に対する支援などを一体的に推進していくことが重要である。

以上のようなことを踏まえて、国の支援措置「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」を活用し、地域資源を生かした人づくり・物づくり・地域づくりの推進に取り組み、3年間で75人の雇用を創出して、地域経済の活性化を図り、地域の再生を目指す。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本計画では、これまで、一定の雇用機会が創出され、今後も引き続き事業効果が大きいと思われる農業分野、観光分野、及び次世代を担うIT分野を重点分野として定め、地域産業の活性化や新規産業の創出を促進するとともに地域内の雇用の増大を図る。

#### ① 農業分野

本町農業は、温暖な気候と豊かな自然を生かした主産物である果樹（ぼんかん・たんかん）や馬鈴薯・お茶など質の高い農産物の生産や畜産（肉用牛、豚）の産出がされているものの、零細農家が多く十分な農業経営ができないことによる新規就農者の減少、就業者の高齢化など、雇用機会の拡大に寄与していない状況にある。

今後は、技術経営能力の優れた新規就農者の育成、遊休農地の利活用、集落営農の促進、農業法人の育成、異業種からの農業参入を促進するとともに、PR体制の充実を図る。併せて、農業生産体制の強化や商品の開発及び販路拡大、生産から販売まで一貫した流通体制の確立、地域内供給体制の充実とともに観光産業との連携による新規事業等への展開を図っていくことにより、新たな雇用の創出や生産性の向上を図っていく必要がある。

## ② 観光業分野

本町は、平成5年12月、世界自然遺産登録を期に、世界中から注目を浴びる島となり、観光客が急増しているものの、急激な観光客の増加に対する観光関連団体の中核を担うべき組織体制確立の遅れや連携不足、観光客ニーズの多様化に対応しきれないこと、また、ホテル・旅館業関係については、きめ細やかなサービスを求められる接客担当人材の慢性的な不足や近年増加傾向にある外国人観光客に対応できる人材が不足している現状にある。

これらを踏まえ、今後は、関係組織の強化をはじめ、接客サービスの向上や屋久島がもつ山・川・海等の自然資源の更なる活用による地場産業や地域と連携した体験型観光の推進などを一体的に行うことで、観光客の更なる増加とともに新たな雇用の拡大が期待される。

## ③ I T分野

近年のI T技術の高度化、情報化、サービス化の進展は、新たな需要を生み出し、産業構造の高度化をもたらすなど地域経済の発展に大きなインパクトを与えるものであり、適切に対応することが重要となる。

インターネット活用による顧客ニーズを捉えた特産品販売や情報発信ノウハウを学びビジネスチャンスの拡大を図る。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域雇用創造推進事業（B0902）

事業実施主体は、屋久島町地域雇用創造推進協議会とし、会員は、屋久島町、屋久島町商工会、屋久島観光協会、種子屋久農業協同組合、屋久島町漁業協同組合、屋久島森林組合、屋久島ホテル旅館業組合、屋久島建設業協同組合とする。

なお、実施する事業は以下のとおりである。

## (1) 雇用拡大メニュー

### ① 新規分野進出支援事業

地域資源を活用した特産品開発や事業の拡大並びに建設業から農業分野や観光分野への進出など新たな業種への事業規模拡大を図る事業者が見られることから、新規分野への事業進出のための必要なコンサルティング業務を実施し、事業の拡大や新規事業分野への進出を促進し雇用の拡大を図る。また、経営基盤の強化と職場環境の改善を図るための研修会を実施し企業の強化、職場の活性化を図る。

### ② 新規創業者等法人化支援事業

新規創業を目指す町民や農産加工等のグループ活動組織や屋久島の特産品を扱っている生産業者を対象に法人化を促進し、法人設立に向けた基礎知識・ノウハウ等を提供するための講座を開催する。(法人設立に必要な法律・税務・財務などの研修を行い事業展開の支援を図る。)

## (2) 人材育成メニュー

### ① 農産物等地産地消商品開発販路拡大事業

町内では、無人市などに農家が生産した産物を持ち寄り、百円程度の価格で販売を行っている。地域によっては、月1程度で朝市を開催し、農産物や団子類の販売を行うなど消費者等で賑わっている。この農産物等を販売する拠点となる施設で毎日、定期的に販売できる仕組みが必要である。農家からの農産物等の収集管理を行い、地域のホテル・旅館、食堂等に注文に応じ配達する方法を検討し、これら販売に従事する従業員、ホテル等のニーズを把握し、農家から必要な農産物を収集する知識を持つ人材の育成を図る。

併せて、屋久島の気象条件を活かした農産物等の新規作物の技術研修や講習会の開催及び品種の調査研究を兼ねた先進地への派遣研修を実施し、地産地消を推進する。

## ② 畜産等処理加工及び商品開発事業

近年、鳥獣（シカ等）による農作物への被害が拡大している。農作物の被害軽減を図るため鳥獣害防止対策事業を導入し捕獲を行っているが、これを資源として捉え有効利用するために、適正な肉の処理を行い、特産品として安定的に生産と供給を図る拠点となるよう、安全と衛生面に配慮したシカ肉解体処理施設の整備を行う。この処理加工に必要な技能技術の習得及び商品の開発、先進地での研修などを行い、地域資源を活かした屋久島特産品料理・加工品・土産品等の開発を行う。併せて、養豚業の後継者・新規起業者への解体技術の習得及び食品衛生などの知識や技術を有する管理者としての人材育成・確保を行う。

## ③ 焼酎製造技術者育成事業

焼酎製造会社では、焼酎カスを再利用するための施設整備、消費者の需要やニーズに対応するための最新技術による焼酎作り、生産性を高めるための規模拡大を図っている。これに伴い、基本的な焼酎造りの知識や技術を習得している人材の雇用の確保を図ることとしていることから、この事業において、焼酎造りの高度な専門知識や技術者の確保を図るため、講習や研修会等を開催し、地域求職者の雇用機会の創出を図る。

## ④ 特有資源加工流通事業

口永良部島に豊富にある「竹の子」を活用し、町内にあるホテル・旅館・民宿・食堂などに旬の食材として提供する取組みを実施する。「竹の子」を使って、地域の特産品や加工品等の開発を行うため、技能技術の習得及び先進地研修を行い、口永良部島の特産品としての位置づけを目指す人材の育成・確保を行う。

## ⑤ 観光ツアーガイド人材育成事業

世界自然遺産登録地にふさわしい観光振興を図る手段のひとつとして、各集落が持つ特色ある景観と伝統文化を活かし、エコツーリズム及びグリーン・ツーリズムの拠点として構築するなど、地域の資源等を活かした里

地の観光地づくりを目指している。島内で活動しているツアーガイド及び里におけるエコツーリズムを推進するため、各集落にある自然・歴史・伝統文化及び地域の資源である魅力ある場所等の案内を行う地域に根づいた専門性の高いガイドを養成するため、島外から講師を招聘し、又、島内各分野の有識者を講師に講習会を開催する。関係機関との連携を図りながら雇用の拡大につなげる。

#### ⑥ 観光サービス関連業人材育成事業

本町は、世界自然遺産登録を契機に観光客が急激に増加してきた。観光業は、屋久島にとって最重要産業である。新たな観光資源の開発や既存観光施設の充実を図り、宿泊業及び観光関連業の資質向上、受け入れ体制の整備に努め、観光需要に対応することが必要であることから、観光関連従事者の育成や接客マナー能力の向上等を図るための講習及び研修を行い、質の高い人材の育成・確保を行う。

#### ⑦ I T 関連等支援事業

離島にとって、地域資源の販売戦略・情報提供等の大きな手段として、I T 事業は不可欠である。I T の活用による事業の展開を図るもの等の人材を対象に、ビジネスパーソン及び I T 技術者として必要な基礎的な知識の習得や、中核的な人材を育成するために、実務経験者を対象にした高度な I T 技術の取得を目的とした研修を実施することにより、雇用の創出を図る。

### (3) 就職促進メニュー

#### ① U・I ターン者、地域求職者への相談・情報提供事業

U・I ターン者、地域求職者等の就業を支援するためのホームページを作成し、就職情報の提供やセミナー、研修会の開催等の周知等、総合的な情報提供を行う。

### 5-3-2 独自の取組

#### (1) 認定農業者等育成支援事業（農業分野）

認定農業者の育成並びに支援のため、認定農業者が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

#### (2) 農林漁業後継者修学研修資金貸与（農林水産業分野）

農林漁業後継者を確保するため、将来自営者として農業関係の高校・大学で修学、研修しようとする方に修学研修費を貸与

#### (3) 農林漁業後継者育成貸付（農林水産業分野）

農林漁業後継者を育成するため、機械器具取得資金や種苗購入資金等に対する資金貸付。

#### (4) 屋久島エコツアーリズム推進事業

屋久島では、山、川、海をフィールドに様々なツアーがあり、それぞれの環境を損なうことなく、将来の世代に伝えていくことができるよう、その保全に責任をもち、地域振興・観光振興を図る。

#### (5) 地域総合整備資金貸付制度（その他）

地域振興に資する民間事業活動等を支援し活力と魅力ある地域づくりを推進

## 6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成25年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

屋久島町地域雇用創造推進協議会において、本事業の利用者に対し、アンケート調査を行い、就業や創業の状況を把握するほか、地域重点分野に係る求職者への新たな支援についての検討を行う。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当無し